江戸川区立園・学校の校外学習及び宿泊を伴う校外学習活動費無償化に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、江戸川区立の幼稚園、小学校又は中学校（以下「区立園・学校」という。）に在籍する園児、児童又は生徒（以下「園児及び児童生徒」という。）に対し、在籍園又は在籍校の校外学習（宿泊を伴う校外学習を含む（以下「校外学習」という。））に要する費用を給付することにより、保護者の負担軽減を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

（対象者）

第二条　第四条に規定する補助金の給付の対象者は、園児及び児童生徒とする。

２　前項の規定にかかわらず、直前の在籍校の休暇を理由とした一時的な編入その他の事情により、区立園・学校での在籍が短期間に限られることがあらかじめ明らかである者は、給付の対象者としない。

（対象とする校外学習）

第三条　次の各号のいずれかに該当する校外学習を給付対象とする。

一　区立園・学校が教育課程として実施する校外学習で、園長又は学校長が江戸川区教育委員会に届出をし、その経費を算定した内容が妥当であるもの

二　前号に準ずる校外学習として江戸川区教育委員会が認めるもの

（給付方法）

第四条　園児及び児童生徒の在籍園又は在籍校の園長又は学校長に対し、前条に規定する校外学習に必要な費用（以下「補助金」という。）を、保護者への出欠確認後、実施時期に応じ給付する。

（補助金の額）

第五条　補助金の額は、事業年度の一年間に園児及び児童生徒が参加する第三条に規定する校外学習の費用を充当する額とし、江戸川区教育委員会規則で定める額を上限とする。

第六条　この条例の施行について必要な事項は、江戸川区教育委員会規則で定める。

付　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立中学校修学旅行費負担軽減補助金交付要綱（令和八年三月二日施行）で定める補助の対象を、区立の幼稚園の園児並びに区立の義務教育諸学校に在籍する児童及び生徒の校外学習（宿泊を伴う校外学習を含む。）に必要な費用

まで拡充を図るとともに、条例に定めることにより子育て支援及び教育の充実を図る必要があるので、本案を提出いたします。